まもろうネットニュース第27号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和５年７月２５日

発　行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（８５－３４９１）

▼令和４年度　登別市消費生活センター相談報告

登別市消費生活センターでは、令和４年度事業報告書を作成しました。令和４年度の相談件数は 268 件で、令和３年度の 214 件に対し 1.25 倍の増加となりました。

令和４年度の相談の特徴として、不審なメールや架空請求、身に覚えのない荷物の送りつけなどの相談が、令和３年度 27 件だったものが令和４年度は 44 件と増加しました。また、健康食品関連が 14 件で令和３年と同件数、化粧品関連は 31 件で令和３年度 13 件の約 2.4 倍と増加しており、そのほとんどが定期購入によるトラブルでした。注文する前には契約内容をしっかりと確認し、商品到着後も明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。今回は令和４年度に実際にあった相談事例をご紹介します。

▼注文した覚えのないサプリメントが定期購入で届いた

自宅に知らない会社から眼に良いというサプリメントのカタログが郵送された。その数日後、カタログに載っていたサプリメントが代引きで届き、家族が私の注文したものと勘違いし代金を払い商品を受け取った。しばらくしてまた同じ会社からカタログが送られてきたので、また商品も送られてくるのではないかと心配になり消費生活センターに相談した。センターで調べてもらったところ、以前テレビショッピングで眼鏡型ルーペを注文したとき、一緒に眼に良いというサプリメントを勧められて承諾し定期購入だったという。記憶があいまいでよく覚えていないが、センターを通じて解約してもらい、カタログも送らないようにしてもらった。

●新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。

●注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も定期購入になっていないか等の確認をし、説明が理解できなければ断りましょう。

対応や判断に不安･お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85－3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り新鮮情報

15年以上前に購入した**扇風機**を久しぶりに**数時間使い続けた**ところ、羽根の付け根部分から**火が出た**。食卓テーブルの上に置いていたものが燃え、消火器で火を消したが、テーブルクロスに小さな焼け焦げができた。

（当事者：90歳代）

古い扇風機から発火！

ひとこと助言

- 家電製品は、長期使用に伴い部品や材料に劣化が生じ事故が起きることがあります。事故の予兆としては、過度な発熱、異常な音や振動、異臭、スイッチを入れても正常に作動しない等があります。こうした場合は、すぐに電源プラグをコンセントから外して、使用を控えるか、製造事業者等に相談しましょう。
- 製造年、標準使用期間などを確認しましょう。標準使用期間とは、一般的な使用条件の下で使用した場合に安全に使用することができる期間です。ただし、使用頻度や使用環境によっては、期間内であっても経年劣化に起因する事故が発生する可能性がありますので注意しましょう。
- 製造から長期間経過した扇風機は、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておきましょう。そのまま放置していて出火に至った例もあります。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第452号（2023年6月6日）発行：独立行政法人国民生活センター